

第1 消火器

1 消火器具の種類等

設置する消火器具の種類は、粉末（ABC）消火器10型とすること。

ただし、粉末では、消火困難な燃焼物がある場合又は汚損若しくは故障等の二次災害のおそれのある場所については、強化液、水（潤滑剤等入りを含む。）その他の水系消火薬剤を用いた消火器とすることができる。

2 設置場所

- (1) 消火器全体が、床面からの高さを1.5m以下となるように設置すること。
- (2) 屋外に設置する場合は、格納箱に収納するなど、保護のための有効な措置を講ずること。
- (3) 規則第6条第6項に規定する「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ等で屋内的用途に供しない部分、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び屋外階段の部分で、床面積に算出されない部分は含める必要はないこと。

3 付加設置

- (1) 少量危険物及び指定可燃物
- (2) 電気設備
 - ア 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kW以下のものを除く。）
 - イ 燃料電池発電設備（条例第12条の2第2項又は第4項に定めるものを除く。）
 - ウ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（条例第16条第4項に定めるものを除く。）
 - エ 蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800AH・セル未満のものを除く。）
 - オ 急速充電設備（全出力50kW以下のものを除く。）
- (3) 火気を使用する場所
 - ア 熱風炉
 - イ 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
 - ウ 据付面積2㎡以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
 - エ 厨房設備（当該厨房設備の入力（同一厨房室内に複数の厨房設備を設ける場合には、各厨房設備の入力の合計）が21kW以下のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）なお、厨房設備については、電磁誘導加熱式調理器（IHクッキングヒーター）も含むものとする。）
 - オ 入力70kW以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
 - カ ボイラー又は入力70kW以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるものを除く。）
 - キ 乾燥設備（入力が17kW未満のもの、乾燥物収容室の据え付け面積が1㎡未満のもの、乾燥物収容室の内容積が1㎡未満のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）
 - ク サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
 - ケ 入力70kW以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
 - コ 火花を生ずる設備
 - サ 放電加工機

※給湯設備、ヒートポンプ冷暖房機等を複数台設置する場合、配管が同一系統である機器のうち、同時運転できる機器を一の設備とみなして入力を合計すること。（条例第3条第3項の取り扱いについては、設置している設備の入力の合計）
- (4) 防火対象物の屋上、底上又は屋外において、次に掲げる設備が設置されている場合は、当該設備のある場所の各部分から、一の消火器に至る歩行距離が20m以内となるように設置すること。

- ア 熱風炉、多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉若しくは据付面積2㎡以上の炉
- イ 入力70kW以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- ウ 高圧又は特別高圧の変電設備（地上用変圧器（パットマウント変圧器）、集合住宅用変圧器及び全出力50kW以下のものを除く。）
- エ 急速充電設備（全出力50kW以下のものを除く。）
- オ 燃料電池発電設備（条例第12条の2第2項又は第4項に定めるものを除く。）
- カ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（条例第16条第4項に定めるものを除く。）
- キ 蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800AH・セル未満のものを除く。）

4 標識

地を赤色、文字を白色とし、大きさを短辺8cm以上、長辺24cm以上とすること。ただし、周囲の状況及び色の対比等により、これによらなくとも十分認識できると認められる場合にあっては、この限りでない。

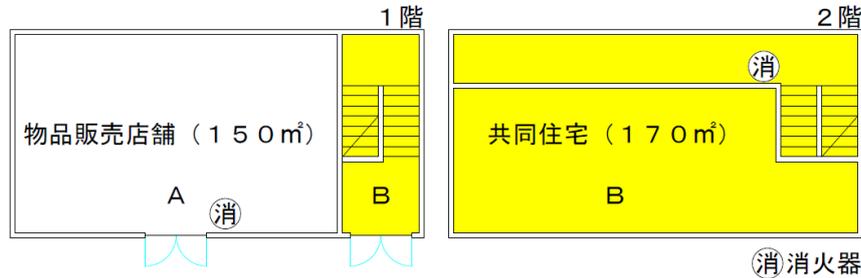
5 消火器具の兼用

- (1) 複合用途防火対象物で令別表第一に掲げる各用途部分が、相互に往き来できる場合で、かつ管理権原が単一である等使用上支障がない場合は、共用部分等に設置することで消火器具を兼用することができるものとする。この場合において、消火器具の能力単位は兼用する各用途部分で必要とされる能力単位を加算して得た量以上の量が確保されており、かつ、規則第6条第6項に規定されている歩行距離を満たしていること。
- (2) 規則第6条第3項から第5項までの規定により消火器具を設置する場合は、次により同条第1項の規定により設置する消火器具で兼用することができるものとする。ただし、(1)同様、規則第6条第1項に掲げる部分と該当場所である同条第3項から第5項に掲げる部分が、相互に行き来できる場合で、かつ管理権原が単一である等使用上支障がない場合に限る。
 - ア 兼用される消火器具の能力単位は、規則第6条第1項及び第3項又は第5項の規定により必要とされる能力単位を加算して得た量以上の量が確保されていること。また、同条第4項に掲げる部分がある場合は、令別表第2において電気設備の消火に適応するものとされる消火器具が設置されていること。
 - イ 兼用される消火器具は、規則第6条第6項に規定する歩行距離を満たしていること。この場合において、同条第3項から第5項の規定により必要とされる消火器具は、付加設置部分の付近に設置すること。

6 特例基準

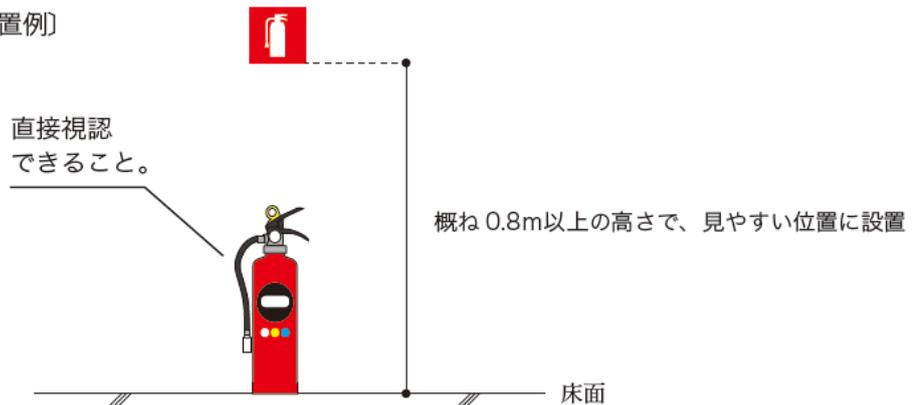
- (1) 劇場等の居室内で一消火器に至る歩行距離が20mを超える場合は、通行又は観覧に支障がなく、容易に使用できる客席部分の周壁又は客席に最も近い廊下等に設置することができる。
- (2) 令第13条第1項に掲げる防火対象物又はその部分の防護区画内で、当該防護区画内に、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されている場合は、当該防護区画の出入口等の部分に集約して設置することができる。
- (3) 利用者のいたずら等による使用、損壊、撤去等が著しく設置維持が困難な場合は、管理室等の常駐場所に集約して設置することができる。
- (4) 冷凍倉庫等、周囲温度が消火器の使用温度範囲外の場合は、当該出入口等の部分に集約して設置することができる。
- (5) 次図の例に示すとおり、A及びB部分に消火器が必要な複合用途防火対象物に

あつては、階ごとにA、B部分の各々に消火器を設置しなければならないこと。ただし、1階のB部分が狭小で、火気の使用がなく、多量の可燃物が存しない場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、当該部分からA又はB部分上階の消火器に至る歩行距離が20m以下となる場合は、1階のB部分に設置しないことができる。



- (6) メゾネットの共同住宅その他2階層以上で一の住戸になっているもので、消火器を階ごとに設けることが適当でない認められるものにあつては、能力単位の数値が満足するものに限り、当該階の各部分から上階又は下階の消火器に至る歩行距離が20m以下となる場合は、当該階に設置しないことができる。
- (7) 消火器を直接視認することができる状態で設置した場合は、日本産業規格 Z8210 に定めるピクトグラムを設けることにより、規則第9条第4号に規定する標識を設けないことができる。

〔ピクトグラムの設置例〕



- (8) 出火危険の著しく少ない防火対象物又はその部分に対する特例
 - 不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で、出火の危険が著しく少ないと認められ、かつ、次のいずれかに該当するものについては、消火器を設置しないことができるものとする。
 - ア 倉庫、塔屋部分等であつて、不燃性の物件のみを收容するもの
 - イ 浄水場、汚水処理場等の用途に供する建築物で配水管、貯水池又は貯水槽のみを收容するもの（火災の発生危険が著しく少ないと判断されるもの（送水ポンプ等）は認めることができる。）
 - ウ 抄紙工場の抄紙作業場、清涼飲料等の工場で洗浄又は充填作業場等
 - エ 不燃性の金属、石材等の加工工場で可燃性のものを収納又は取り扱わないもの
 - オ プール又はスケートリンク（滑走路部分に限る。）